

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年2月10日（平成28年（行情）諮問第133号）

答申日：平成28年7月27日（平成28年度（行情）答申第226号）

事件名：「N6検討会」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『N6検討会』（（出典）閣副事態第320号で特定された『09 27-01-05 法制局提出資料③』表紙から8枚目）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「N6検討会の検討内容に関する報告（平成9年10月22日N6検討会）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年12月17日付け閣副事態第360号により内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、対象文書が1件だけということにはわかに首肯しがたいので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において本件対象文書を特定したところ、審査請求人から「他にも文書が存在すると思われる。」との審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び原処分について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、「他にも文書が存在するものと思われる。」とし、審査請求の理由として、「テーマの重要性を鑑みると、対象文書が1件だけということにはわかに首肯しがたいので、関連部局を

探索の上，発見に努めるべきである。」旨主張している。

原処分にあたり，処分庁において，書庫，担当職員の机の中及びパソコン内の電子データ等を探索したが，本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

さらに，本件審査請求後，処分庁において改めて探索したが，本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

したがって，審査請求人の主張には理由がなく，原処分は妥当である。

3 結語

以上のとおり，本件開示請求につき，法9条1項に基づき行った本件対象文書の開示決定は妥当であり，原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年2月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月1日 | 審議 |
| ④ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，別件開示請求で特定・開示された文書に記載ある「N6検討会」に関してその業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めるものである。

審査請求人は，本件対象文書以外にも文書が存在するものと思われる旨主張しており，諮問庁は，本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，次のとおりであった。

ア 本件開示請求書には，別件開示請求で特定された文書の一部である「N6検討会の検討内容に関する報告」（平成9年10月22日）と題する文書が1枚添付されており，本件開示請求に該当する文書として平成9年頃に関係省庁の関係者を集めて行われた「N6検討会」の検討内容の報告である本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は，行政改革会議が平成9年5月1日に取りまとめた「中間整理」の中の「内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約」の中で「突発的な事態の態様に応じた対処の基本方針についてあらかじめ所要の閣議決定をしておき，総理大臣が迅速に行政各部を指揮監督できるようにすること」と提言されていることを受けて，内閣安全

保障室，内閣内政審議室，内閣情報調査室，内閣参事官室（総理府総務課）及び国土庁（いずれも当時）の関係者から成る「N6検討会」を開催し，検討した結果がまとめられた文書である。

ウ 本件対象文書は，「平成26年度グレーゾーン検討資料」との件名の行政文書ファイルに保存されているものであり，同ファイルには平成27年5月14日に閣議決定された「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」等の関連文書等がつづられているが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書はつづられていない。

なお，本件対象文書は，「平成26年度グレーゾーン検討資料」につづられる以前は，重大テロ等を業務とする担当者の個人的な執務参考資料のつづりに保存されていたものであるが，同資料つづりには，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保管されていなかった。

エ 本件開示請求を受け，内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）の執務室内の机，書庫，パソコン上のファイル等の探索を行なうとともに「N6検討会」関連文書が保存されている可能性がある行政文書ファイルがないか同管理簿の確認を行ったが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

オ 本件審査請求を受け，確実を期すため再度上記エの探索を行ったが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書及び行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ，本件対象文書及び同管理簿の内容は諮問庁の上記(1)イ及びエの説明のとおりであり，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとの諮問庁の上記(1)の説明を是認せざるを得ない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久